

富士宮市生活困窮者家計改善支援事業委託業務に関する公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、富士宮市が実施する「富士宮市生活困窮者家計改善支援事業委託業務（以下「本業務」という。）」の事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務名

富士宮市生活困窮者家計改善支援事業委託業務

(2) 業務内容

別添「富士宮市生活困窮者家計改善支援事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者の企画提案内容に応じて、変更することができる。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

2 委託費

本業務に関する費用は、次のとおりである。なお、金額は単に業務規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

【委託上限金額】 31,185千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
（年度別内訳） 令和6年度 10,395千円以内
令和7年度 10,395千円以内
令和8年度 10,395千円以内

3 スケジュール

選定に関するスケジュールは下表のとおりとする。

項 目	期 間・期 日
募集開始	令和5年7月3日（月）
質問受付期間	令和5年7月4日（火）午前9時から 令和5年7月11日（火）午後5時まで
質問回答	令和5年7月14日（金）
企画提案書及び関連書類の受付	令和5年7月24日（月）午前9時から 令和5年8月7日（月）午後5時まで
審査会（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和5年8月17日（木）
審査結果通知書の交付	令和5年9月11日（月）

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定の欠格事項に該当しないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 富士宮市物品購入等入札参加業者の資格を有する者
 - イ 引続き2年以上業務を営んでおり、入札参加資格審査申請に準じた書類を、企画提案申込書の受付期限日までに提出した者
- (4) 企画提案申込書の提出日において、富士宮市物品製造等の契約に係る指名停止等措置要綱又は富士宮市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱における入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 公租公課を滞納していないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

5 参加に必要な書類の提出等

- (1) 受付期間 令和5年8月7日（月）午後5時まで
- (2) 提出先 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地
富士宮市役所保健福祉部福祉総合相談課
- (3) 提出方法 持参又は郵送（必着）。郵送で提出する場合は、電話で到着状況を確認すること。
- (4) 提出書類及び提出部数
次のアからウまでについて、原本1部、副本（原本の写し可）7部を提出
 - ア 企画提案申込書（様式1）
 - イ 法人の概要（様式2）
 - ウ 企画提案書（様式3）

※ 上記4(3)アに該当しない者は、別表1「入札参加資格審査申請に準じた書類一覧表」に掲げる必要書類をあわせて提出すること。

(5) 参加資格等に係る質問は、随時受付・回答するものとする。

6 企画提案書の作成方法等

(1) 企画提案書の構成

ア 企画提案申込書（様式1）及び関連書類

イ 参考見積書（様式は自由とし、業務の積算内訳を記載）

※ 用紙はA4版を基本（図表等でA3版を使用する場合はA4版に折ること）とし、縦書き（左綴じ）で製本すること。印刷について、片面・両面は問わない。

(2) 企画提案書に関する質疑

ア 受付期間及び提出方法

令和5年7月4日（火）午前9時から令和5年7月11日（火）午後5時までに、質問書（様式4）を電子メールで提出すること。

イ 提出先

(ア) メールアドレス：fukuso@city.fujinomiya.lg.jp

(イ) 電話：0544-22-1561 ※ 送信後、電話で受信状況を確認すること

ウ 回答期日及び回答方法

令和5年7月14日（金）午後5時までに、全ての参加者に対して、回答を電子メールにより送信する。

7 企画提案書等の取扱い

(1) 企画提案書の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しないものとする。

(3) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。

(4) 企画提案書等の提出後、補足資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加停止措置を行うことがある。

(6) 提出された書類は、返却しないものとする。

(7) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

8 審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）

(1) 実施日 令和5年8月17日（木）

※時間については個別に連絡する。

- (2) 場 所 富士宮市役所4階410会議室
- (3) 出席者 出席者は3人以内とする。
- (4) 審査時間 プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内の合計30分以内とする。
- (5) 内 容 プロジェクターの使用を可とする。また、提出した企画提案書に基づき説明を行うものとし、内容の変更や追加資料の提出は一切認めない。ただし、説明用パワーポイント等の編集は可とする。
- (6) 順 番 審査の順番は、提案書の受理順とする。
- (7) 映像機器等 プロジェクター、スクリーン、マイクは本市で用意する。それに接続するパソコン等の機材は説明者側で用意するものとする。また、それらを使用するための準備に要する時間はプレゼンテーション前の10分以内とする。
- (8) その他 審査内容や採点等に関する問合せは、一切回答しない。また、プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とする。

9 審査

提出された企画提案書及びプレゼンテーション（ヒアリング）により審査（審査基準：別紙1）を実施し、その結果に基づいて契約候補者を決定する。最高得点者が複数の場合にあつては、見積額がより廉価であった者を契約候補者とし、見積額が同額であった場合にあつては、くじ引きにより決定する。

別紙 1

審査項目	審査基準
法人に関する事項	(1) 法人の運営方針 (2) 経営の健全性・安定性 (3) 本事業に類似する事業の実施状況
事業の実施体制に関する事項	(1) 本事業の公募に応募した動機 (2) 本事業に取り組む際の基本姿勢 (3) 公正・中立性の確保に対する考え方や取組 (4) 法人における職員確保に関する状況 (5) 職員の資質向上・専門性の向上に向けた取組 (6) 個人情報の保護・管理について (7) 苦情解決の取組と体制 (8) 事故・緊急時の対応
事業の実施方法に関する事項	(1) 支援対象者の課題の把握 (2) 具体的な支援の方法 (3) 支援実施効果の評価 (4) 関係機関等との連携についての考え方・取組内容
その他の事項	独自の支援策について